

北陸信越運輸局報

第394号

平成26年1月21日（火曜日）
（毎月3回1・11・21日発行）

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話（025）285-9000
FAX（025）285-9170
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目次

公 示	△鉄道事業法施行規則第72条の規定による事案の公示	・・・1ページ～4ページ
許認可等	△指定自動車整備事業の指定	・・・5ページ
行政処分	△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分	・・・5ページ～12ページ
	△一般乗合自動車運送事業者に対する行政処分	・・・12ページ
	△一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分	・・・12ページ～14ページ
	△一般乗用自動車運送事業者に対する行政処分	・・・14ページ～16ページ
	△北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者	・・・16ページ～17ページ

○ 公 示

公示第71号

鉄道事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第72条の規定により次のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案の利害関係人（施行規則第73条）のうち、鉄道事業法第65条第2項及び施行規則第74条の規定により意見の聴取の申請をしようとする者は、公示の日から10日以内に、下記事項を記載した申請書を運輸局長（担当：鉄道部計画課）あて郵送又は持参にて提出されたい。

記

1. 申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年1月14日

北陸信越運輸局長 和 迹 健二

事案番号	事案の件名	申請者	事案の概要
25鉄計第3号	鉄道の旅客運賃変更認可	北越急行株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請
25鉄計第4号	鉄道の旅客運賃変更認可	アルピコ交通株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請
25鉄計第5号	鉄道の旅客運賃変更認可	関西電力株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請
25鉄計第6号	鉄道の旅客運賃変更認可	立山黒部貫光株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請
25鉄計第7号	鉄道の旅客運賃変更認可	黒部峡谷鉄道株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請
25鉄計第8号	鉄道の旅客運賃変更認可	のと鉄道株式会社	平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可申請

各申請者の申請概要は別紙の通り

(別紙)

平成26年1月14日

北陸信越運輸局鉄道部

消費税率改定に伴う旅客運賃等の上限認可申請について

平成26年4月1日付けで実施される消費税率の引上げに伴う旅客運賃等の上限変更認可に係る申請状況について、以下のとおりお知らせ致します。

申請日	申請者	申請の概要	旅客運輸 収入表	申請者の情報提供
平成26年1月10日	北越急行 株式会社	①増収率 2.223% ②初乗運賃(3km) 150円(現行150円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 40.3%(現行40.0%) 通学 65.2%(現行65.0%)	別表①	http://www.hokuhoku.co.jp/1osirase/press-release/20140114-2.pdf
平成26年1月10日	アルピコ交通 株式会社	①増収率 2.849% ②初乗運賃(3km) 170円(現行170円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 30.0%(現行30.1%) 通学 58.2%(現行58.2%)	別表②	http://www.alpico.co.jp/traffic/news/001019.html

平成26年1月10日	関西電力株式会社	①増収率 2.667% ②均一運賃 1,540円(現行1,500円) ③定期運賃 設定なし	別表③	http://www.kurobe-dam.com/01hotnews/torobus140108.pdf
平成26年1月10日	立山黒部貫光株式会社	①増収率 2.744% ②均一運賃 (立山ケーブルカー) 720円(現行700円) (無軌条電車) 2,160円(現行2,100円) (黒部ケーブルカー) 860円(現行840円) ③定期運賃 設定なし	別表④	https://tkk.alpen-route.co.jp/wp/wp-content/themes/tkk002/pdf/i-r-h260110.pdf
平成26年1月10日	黒部峡谷鉄道株式会社	①増収率 2.840% ②初乗運賃(2km) 160円(現行160円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 59.6%(現行59.9%) 通学 設定なし	別表⑤	http://www.kurotetu.co.jp/ticket/fare/
平成26年1月10日	のと鉄道株式会社	①増収率 2.683% ②初乗運賃(4km) 210円(現行200円) ③定期運賃平均割引率(1ヶ月) 通勤 38.0%(現行38.0%) 通学 57.7%(現行57.7%)	別表⑥	http://www.nototetsu.co.jp/unnkaiH26.4.1.pdf

○旅客運輸収入表〔運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類〕

【別表①】北越急行株式会社

(単位:千円)

		現 行		改 定	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		(B)	増収額 (C=B-A)
旅客運輸収入	運賃	3,663,116	3,488,683	3,744,700	81,584	2.227
	定期外	3,572,396	3,402,282	3,651,398	79,002	2.211
	定期	90,720	86,401	93,302	2,582	2.846
	料金	346,212	329,726	353,766	7,554	2.182
	合計	4,009,327	3,818,409	4,098,466	89,139	2.223

【別表②】アルピコ交通株式会社

(単位:千円)

		現 行		改 定	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		(B)	増収額 (C=B-A)
旅客運輸収入	運賃	384,038	365,750	394,978	10,940	2.849
	定期外	227,192	216,373	233,660	6,468	2.847
	定期	156,846	149,377	161,318	4,472	2.851
	料金	-	-	-	-	-
	合計	384,038	365,750	394,978	10,940	2.849

【別表③】関西電力株式会社

(単位:千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	運 賃	1,104,091	1,051,515	1,133,533	29,442	2.667
	定期外	1,104,091	1,051,515	1,133,533	29,442	2.667
	定 期	-	-	-	-	-
	料 金	-	-	-	-	-
	合 計	1,104,091	1,051,515	1,133,533	29,442	2.667

【別表④】立山黒部貫光株式会社

(単位:千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	運 賃	1,823,078	1,736,265	1,873,098	50,020	2.744
	定期外	1,823,078	1,736,265	1,873,098	50,020	2.744
	定 期	-	-	-	-	-
	料 金	-	-	-	-	-
	合 計	1,823,078	1,736,265	1,873,098	50,020	2.744

【別表⑤】黒部峡谷鉄道株式会社

(単位:千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	運 賃	1,434,979	1,366,647	1,476,483	41,504	2.892
	定期外	1,429,271	1,361,210	1,470,613	41,342	2.893
	定 期	5,708	5,436	5,870	162	2.838
	料 金	203,512	193,821	208,544	5,032	2.473
	合 計	1,638,491	1,560,468	1,685,027	46,536	2.840

【別表⑥】のと鉄道株式会社

(単位:千円)

		現 行		改 定 (B)	増 減	
		(A)	(消費税抜き)		増収額 (C=B-A)	増収率 (C/A×100)
旅客運輸収入	運 賃	163,166	155,396	167,544	4,378	2.683
	定期外	87,556	83,387	89,762	2,206	2.520
	定 期	75,610	72,009	77,782	2,172	2.873
	料 金	-	-	-	-	-
	合 計	163,166	155,396	167,544	4,378	2.683

○ 許 認 可 等

■ 指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第30115号
指定年月日	平成26年1月9日
事業者名	株式会社ホンダ自販タナカ
事業場の名称	株式会社ホンダ自販タナカ 南店
事業場の所在地	富山県富山市掛尾町474番地4
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	—

○ 行 政 処 分

■ 一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成25年12月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 12 月 4 日	新潟中部運送株式会 社 代表者 伏見 典子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成 24 年 5 月 16 日、 車輪脱落事故を惹起し たことから監査を実施。 1 件の法令違反が認め られた。(1)整備不良 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 13 条、 道路運送車両法第 41 条 及び第 47 条)	3	1
	新潟県新潟市上王瀬 町 21	新潟県新潟市上王瀬 町 21	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 12 月 4 日	ナカムラ運送有限会社 代表者 中村 嘉雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (120日車)	平成 25 年 1 月 24 日、 適正化事業実施機関の 指導結果を踏まえ監査 実施。3 件の法令違反が 認められた。(1)定期点 検整備の実施違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 13 条、道路 運送車両法第 48 条)(2) 定期点検整備の実施違 反(旅客自動車運送事 業運輸規則第 45 条、道 路運送車両法第 48 条) (3)定期点検整備の実 施違反(旅客自動車運 送事業運輸規則第 45 条、道路運送車両法第 48 条)	12	12
	石川県小松市村松町 73	石川県小松市村松町7 3番地、外 1 筆	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			

平成 25 年 12 月 4 日	株式会社岡陸送 代 表者長谷川マズエ	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 23 年 11 月 4 日、 「労働基準監督署との合 同監査の実施について」 に基づき監査実施。3 件 の法令違反が認められ た。(1)乗務時間等の基 準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 3 条第 4 項)(2) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 7 条第 5 項)(3)点呼の記載事 項義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 7 条第 5 項)	2	2
	新潟県長岡市片田町 620-1	新潟県長岡市片田町 620-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 6 日	有限会社セントラル商 事 代表者米山秀男	本社営業所	文書警告	平成 24 年 4 月 17 日、 公安委員会から「道路 交通法令違反通知書」 が届いたことから監査実 施。1 件の法令違反が認 められた。(1)運転者に 対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 10 条第 1 項)	0	0
	長野県下伊那郡松川 町上片桐 4614	長野県下伊那郡松川 町上片桐 4614	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 12 月 6 日	株式会社インプレス 代表者坂本憲一	白山物流センター	文書警告	平成 24 年 12 月 17 日、 労働局より通報があった ことから監査実施。4 件 の法令違反が認められ た。(1)点呼の実施義務 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第 7 条)(2)点呼の記録義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)(3)点呼の 記載事項義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 7 条第 5 項) (4)乗務等の記載事項 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 8 条)	0	0
	石川県金沢市福増町 北 720	石川県白山市水島町 592-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 12 月 6 日	マルコー・トランスポー ト株式会社 代表者斎 藤孝男	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 23 年 7 月 15 日、 重点監査の対象事業者 となったことから監査実 施。5 件の法令違反が認 められた。(1)乗務時間 等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業		

平成 25 年 12 月 10 日	新潟県新潟市北区島見町 2299-21	新潟県新潟市北区島見町 2299-21	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項	輸送安全規則第 3 条第 4 項(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)(4)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8 条)(5)運行指示書の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条の 3 第 1 項)	2	2
	株式会社長岡コンストラクション 代表者須佐正厚	本社営業所	輸送施設の使用停止(20 日車)	平成 23 年 11 月 18 日、適正化実施機関の指導結果を踏まえ監査実施。9 件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)(4)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	2	2
	新潟県長岡市西川口 4362 番地 1	新潟県小千谷市大字塩殿甲 2875-1	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項	(5)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8 条)(6)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条の 4)(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項)(8)初任及び高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項)(9)初任及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運		

				送事業輸送安全規則第10条第2項)		
平成 25 年 12 月 16 日	魚津海陸運輸倉庫株式会社 代表者田村都志雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 7 月 26 日、労働局より通報があったことから監査実施。2 件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項)	2	2
	富山県魚津市三ヶ 227-73	富山県魚津市三ヶ字砂田 227-73,227-40	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 16 日	新潟中部陸運株式会社 代表者伏見典子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40 日車)	平成 24 年 5 月 16 日、車輪脱落事故を惹起したことから監査実施。5 件の法令違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)(4)整備不良(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 41 条)(5)運行管理者の補助者要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18 条第 3 項)	4	4
	新潟県新潟市東区上王瀬町 21	新潟県新潟市東区上王瀬町 21	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			
平成 25 年 12 月 16 日	ダイセイエブリー二十四株式会社 代表者田中孝昌	北越スーパーハブセンター	文書警告	平成 25 年 7 月 10 日、労働局より通報があったことから監査実施。1 件の法令違反が認められた。(1)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	0	0
	愛知県一宮市荻原町荻原字松山 531 番地 9	石川県白山市竹松町 3105 番地 2	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			

平成 25 年 12 月 16 日	有限会社志村運輸 代 表者志村房子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50 日車)	平成 23 年 10 月 20 日、 適正化事業実施機関の 指導結果を踏まえ監査 実施。12 件の法令違反 が認められた。(1)乗務 時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 3 条 第 4 項)(2)健康状態の 把握義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 3 条第 6 項)(3) 点呼の実施義務違反 (複数ある場合は「等」を 付ける)(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条)(4)点呼の記載事 項義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 7 条第 5 項)(5)乗 務等の記録義務違反 (複数ある場合は「等」を 付ける)(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 8 条)(6)乗務等の記載 事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 8 条)(7)運行記 録計による記録義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 9 条) (8)運転者台帳の作成 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 9 条の 4)(9)運転者 台帳の記載事項義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 9 条 の 4)(10)運転者に対す る指導監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 10 条第 1 項) (11)初任運転者に対す る指導監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 10 条第 2 項) (12)整備管理者の選任 (解任)未届出違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 13 条、道路 運送車両法第 52 条)	5	5
	新潟県村上市北新保 887-1	新潟県新潟市南区上 塩俵字タフ 1925-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			

平成 25 年 12 月 19 日	第一物流株式会社 代 表者 笠木 誠	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 23 年 8 月 26 日、 重点監査の対象事業者 となったことから監査実 施。4 件の法令違反が認 められた。(1)乗務時間 等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条)(3)点呼の記載事 項義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 7 条第 5 項)(4)運 行指示書の記載事項義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 9 条の 3 第 1 項)	1	1
	新潟県新潟市南区上 塩俵 1925-1	新潟県新潟市南区上 塩俵字タフ 1925-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 19 日	有限会社キタ修整 代 表者 喜多嘉正	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30 日車)	平成 24 年 4 月 13 日、 公安委員会より「道路交 通法令違反通知書」が 届いたことから監査実 施。4 件の法令違反が認 められた。(1)乗務時間 等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2)点呼の実施義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条)(3)点呼の記録保 存義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 7 条第 5 項)(4)点 呼の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 7 条第 5 項)	3	3
	石川県かほく市木津イ 36-10	石川県かほく市木津イ 36-10	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 24 日	ササキ通商株式会社 代表者 佐々木 寛	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 7 月 11 日、 労働局より通報があつた ことから監査実施。2 件 の法令違反が認められ た。(1)乗務時間等の基 準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 3 条第 4 項)(2)点 呼の記録義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 7 条第 5 項)	2	2
	長野県塩尻市大字広 丘吉田 2902-151	長野県塩尻市大字広 丘吉田 2902-151	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			

平成 25 年 12 月 24 日	安曇野運輸株式会社 代表者宮田宏	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 2 月 22 日、 適正化事業実施機関の 指導結果を踏まえ監査 実施。3 件の法令違反が 認められた。(1)健康状 態の把握義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 3 条第 6 項) (2)点呼の記載事項義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)(3)事業の 健全な発達の阻害違反 (貨物自動車運送事業 法第 25 条第 2 項)	2	2
	長野県北安曇郡池田 町大字池田 1885-1	新潟県村上市北新保 887-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 25 日	岡山県貨物運送株式 会社 代表者安原晃	富山営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 25 年 7 月 12 日、 追突に重大事故を惹起 したことから監査実施。2 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間等の 基準の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 3 条第 4 項) (2)運転者に対する指導 監督違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 10 条第 1 項)	1	1
	岡山県岡山市北区清 心町 4-31	富山県射水市大江 1621-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 27 日	中谷スミ子 代表者中 谷スミ子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (110 日車)	平成 23 年 10 月 14 日、 適正化事業実施機関の 指導結果を踏まえ監査 実施。8 件の法令違反が 認められた。(1)点呼の 実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 7 条)(2)点呼の 記録義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 7 条第 5 項)(3) 点呼の記録保存義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 7 条 第 5 項)(4)乗務等の記 録義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 8 条)(5)乗務等の 記録保存義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 8 条)(6)運 転者に対する指導監督 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第 10	11	11
	石川県羽咋郡志賀町 栢木又 51	石川県羽咋郡志賀町 栢木又 51	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			

				条第1項(7)運転者に対する指導監督の記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)		
--	--	--	--	--	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般乗合自動車運送事業者に対する行政処分(平成25年12月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 12 月 25 日	加越能バス株式会社 代表者桑名博勝	氷見営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年9月28日、 車内事故及び重傷事故 を惹起したこら監査実 施。1件の法令違反が認 められた。(1)運転者に 対する導監督違反(旅客 自動車運送事業運輸規 則第38条第1項)	1	1
	富山県高岡市江尻字 村中1243番地1号	富山県氷見市鞍川120	道路運送法第27条第1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切自動車運送事業者に対する行政処分(平成25年12月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 12 月 3 日	有限会社志麻 代表者 朝日伸一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成25年3月11日、 追突事故を惹起したこと から監査を実施。6件の 違反が認められた。(1) 運送引受書の交付義務 違反(旅客自動車運送 運輸安全規則第7条の 2第1項)、(2)乗務時間 等の遵守違反(旅客自 動車運送事業運輸安全	3	3

	長野県長野市川中島 御厨 1109-1	長野県長野市川中島 御厨 1135-2	道路運送法第 27 条第 1 項	規則第 21 条第 1 項)、 (3) 点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸安全規則第 24 条第 4 項)、(4) 運転者に対する指導監督実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸安全規則第 38 条第 1 項)、(5) 初任運転者適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸安全規則第 38 条第 2 項)、(6) 輸送の安全にかかる情報の公表義務違反(旅客自動車運送事業運輸安全規則第 47 条の 7)		
平成 25 年 12 月日	新富観光サービス株式会社 代表者 永守 徹	上野営業所	輸送施設の使用停止 (60 日車)	平成 24 年 6 月 1 日及び平成 24 年 8 月 10 日、労働局からの通報書が届いたことから監査実施。7 件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項)(2) 点呼の実施義務違反等(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条)(3) 点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 4 項)(4) 乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条第 1 項)(5) 運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)(6) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)(7) 無車検運行違反(旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条各号列記以外の部分、道路運送車両法第 58 条第 1 項)	6	6
	富山県富山市上野 322	富山県富山市上野 322	道路運送法第 27 条第 1 項			

平成 25 年 12 月日	株式会社宇尾野設計・ 機工 代表者宇尾野功 三郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70 日車)	平成 24 年 1 月 12 日、 貸切バス事業者に対す る重点監査の対象とな ったことから監査実施。4 件の法令違反が認めら れた。(1)無車検運行違 反(旅客自動車運送事 業運輸規則第 45 条各号 列記以外の部分、道路 運送車両法第 58 条第 1 項)(2)定期点検整備の 実施違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第 45 条第 1 号、道路運送車 両法第 48 条)(3)定期点 検整備記録簿の記載事 項義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第 45 条第 2 号、道路運送 車両法第 48 条)(4)整備 管理者の研修受講義務 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第 46 条)	7	7
	新潟県阿賀野市山口 町 2 丁目 4 番 24 号	新潟県阿賀野市山口 町 2 丁目 4 番 24 号	道路運送法第 27 条第 1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般乗用自動車運送事業者に対する行政処分(平成25年12月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 25 年 12 月 12 日	有限会社天竜タクシー 代表者山口雄大	本社営業所	文書警告	平成 23 年 11 月 28 日、 増車届出があり監査実 施。1 件の法令違反が 認められた。(1)乗務等 の記録事項義務違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第 25 条)	0	0
	長野県飯田市上村 777	長野県飯田市上村 777	道路運送法第 27 条第 1 項			
平成 25 年 12 月 12 日	省和タクシー株式会社 代表者田中健一	本社営業所	文書警告	平成 22 年 11 月 10 日、 重点監査の対象とな ったことから監査実施。1 件の法令違反が認めら れた。(1)点呼の記載事	0	0

	長野県上田市常田2丁目3-4	長野県上田市常田2丁目3-4	道路運送法第27条第1項	項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)		
平成25年 12月12日	示野タクシー株式会社 代表者西野武志	本社営業所	文書警告	平成22年7月21日、増車届出があり労働基準監督署と合同で監査実施。3件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)(2)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(3)運転者に対する指導監督の記録違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
	石川県金沢市示野町イ8	石川県金沢市示野町イ8番地1	道路運送法第27条第1項			
平成25年 12月12日	株式会社ますや交通 代表者佐藤崇	本社営業所	文書警告	平成22年12月2日、重点監査の対象となったことから監査実施。4件の法令違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)(2)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)(3)点呼の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第4項)(4)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)	0	0
	長野県北佐久郡軽井沢町長倉3041	長野県北佐久郡軽井沢町長倉3041	道路運送法第27条第1項			
平成25年 12月12日	はとタクシー株式会社 代表者齋藤章	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)	平成23年11月25日、労働局からの通報により監査実施。8件の法令違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)(2)点呼の実施義務違反(複数ある場合は「等」を付ける)(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)(3)点呼の記録事項義務違反(旅	5	5

	新潟県新潟市中央区 高志1丁目8番7号	新潟県新潟市中央区 高志1丁目8番7号	道路運送法第27条第1項	規則第24条第4項(4)乗務等の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条)(5)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)(6)運行記録計による記録保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)(7)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)(8)運行管理者の補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項)		
平成25年 12月25日	佐藤春夫 代表者佐藤春夫	佐藤タクシー	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成23年12月7日、事業許可期限更新審査において疑義が生じたことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)損害賠償責任保険締結義務違反	1	1
	新潟県新潟市北区三軒屋町15-11	新潟県新潟市北区三軒屋町15-11	道路運送法第27条第1項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■北陸信越運輸局管内に営業所がある累積点数21点以上の事業者(平成25年12月30日現在)

旅客自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般乗用	株式会社三洋タクシー	新潟県新潟市東区藤見町2-6-5	47	無認可運賃
一般乗用	日の出交通株式会社	新潟県新潟市中央区神道寺南1-2-18	21	無認可運賃

貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	泉運送株式会社	新潟県上越市福橋字前田719-4.718-1	72	運転者過労防止義務違反
一般貨物	宮一産業株式会社	富山県射水市手崎1478-2	35	運転者過労防止義務違反

一般貨物	レンゴー青果運輸株式会社	長野県上田市秋和 531-1	32	過積載違反
一般貨物	株式会社豊明運輸	新潟県新潟市北区島見町 2434-52	32	運転者過労防止義務違反
一般貨物	呉西トナミ運輸株式会社	富山県高岡市上四屋 4-42	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社北都富山 (現 株式会社北都高速運輸倉庫富山)	富山県砺波市狐島 350-1	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新潟三和運輸有限会社	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田 607-1	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡 131	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	武石運輸株式会社	長野県上田市下武石 30	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	豊商運輸株式会社	富山県滑川市東金屋 146	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社物流チショウ	石川県小松市上牧町ハ 172	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社協力運輸	長野県安曇野市明科中川手 5453-1	21	定期点検未実施